

## 千葉県子ども基本条例検討委員会 子どもの権利の保障検討部会 意見

## 1 全般について

- ・子ども基本条例が、子どもへの権利教育の教材にもなり得ることを踏まえ、すべての子どもが読んでも理解できる表現とすること。
- ・権利の主体に「若者」が含まれることに留意して規定すること。
- ・「子ども」「子ども」「児童」「若者」の用語を条例で使用する場合は、明確に区分すること
- ・子ども施策に関する提言ないし評価をする附属機関の設置について検討すること。

## 【部会での主な意見】

- ・すべての子どもに等しく権利があることがわかるように表現できるとよい。
- ・子どもが読んで理解できるようにする必要がある。
- ・権利について、学ぶ場は学校だけに限られず、就学前の保育所、幼稚園その他の場においても保障されるものであることに留意する必要がある。
- ・「～してはならない」というだけでなく、権利侵害の防止や救済をするために周りはどのようにすればいいのかということも同時に考え、示していく必要がある。
- ・「子ども」と「児童」の字の使い方について、これらに「子ども」や「若者」も含まれているのかということを区別して丁寧に記載していくべき。
- ・事務局より紹介のあった子ども施策に関する提言ないし評価をするような委員会が、附属機関として設置されるとよいのではないか。

## 2 子どもの権利

- ・どんな子どもにも等しく権利があることを明記すること。
- ・子どもの権利条約、子ども基本法、児童憲章等において規定されている普遍的なものについて規定すること。
- ・子どもの理解の促進を図るため、様々な事柄について大人と同様に説明責任を果たすとともに、選択する機会を設けるなど、成長発達の段階に応じて、日常における配慮が必要であることを明記すること。
- ・権利侵害に対し、子どもが「嫌だと言える」「逃げて良い」「相談して良い」権利について規定すること。
- ・若者について、生きるために必要な情報提供を受ける権利があることを規定すること。
- ・子どもの遊ぶ権利や休む権利、プライバシーに関する権利の重要性について明記すること。

- ・こどもが理解しやすいよう、権利侵害の禁止と権利を守ることを分けて規定すること。
- ・障害や国籍など様々な理由により権利侵害を受けやすいこどもに配慮し、すべてのこどもが自らの権利を守るための機会が設けられる必要があることについて明記すること。そのためには、そのようなこども本人及び保護者等の当事者の意見を聴くことが重要である。
- ・最善の利益は、個々のこどもによって異なる。条例の制定についても、今後もし新しい機関ができるのであればその機関の運営についても、このような観点で検討を進めたい。「当該」こどもにとっての最善の利益は何かを考えること。
- ・こども期のまま飛び立てない状態で放置されていくという問題がある。生きるために必要な情報を与えられる権利（翼を与えられる権利）を明記すること。

#### 【部会での主な意見】

- ・こども基本法第3条の基本理念をベースに規定するべき。
- ・条約や児童憲章、法律等を参考にして規定するべき。
- ・安心して生きる権利やその他の権利について、具体的なものを列挙することでわかりやすくなり、より伝わるのではないか。
- ・権利の保障をこどもが理解できるよう、大人に対して説明することをこどもに対しても説明するとともに、一方的に命令するような言い方は避け、様々な事柄について選択する機会を設けるなど、成長発達の段階に応じて、権利の行使について経験を重ねられるよう、こどもの成長や発達に合わせた日常における配慮が大切である。
- ・大人からの権利侵害について、こどもが拒否をする権利があることを明記するべき。
- ・若者についても権利を守る必要がある。
- ・権利侵害の禁止に関しても、若者を対象とすることも盛り込むべき。
- ・若者については、社会保障等利用できる制度に関する知識がなく、利用することについて躊躇する人も多いことから、「生きるために必要な情報を与えられる権利」など、わかりやすい表現で規定するべき。
- ・こどもの遊ぶ権利や休む権利についても取り上げる必要がある。
- ・プライバシーの問題など、あまりフォーカスされてこなかったことについても盛り込む必要がある。
- ・こどもが理解しやすいように、「権利侵害の禁止」と「権利を守ること」を分けて両方とも明示するべき。
- ・障害がある等、権利侵害を受けやすいこどもについて、自ら権利を守るための具体的な方法について、訓練が受けられることが大事。

### 3 虐待・体罰・いじめ等の根絶

- ・権利の保障において、単に権利侵害を禁止する規定を設けるだけでなく、防止や救済のために周囲の大人等が配慮すべきことを明記すること。
- ・虐待・体罰・いじめ等の権利侵害について、いかなる理由があっても許されない行為であることを強く訴えるような規定にすること。
- ・性別や国籍、障害の有無等による差別、選択の自由の侵害、性的な搾取、保護者以外からの虐待についても禁止されることを規定すること。
- ・ネットやSNSによるいじめ等、子どもを取り巻く現状や最新の事例を含め、あらゆる場面で適用できるように規定すること。
- ・虐待については、子どもが認識できないこともあるため、幼少期から理解できるように伝えていく必要があるとともに、保護者自身が問題を抱えている場合もあることを踏まえた対応が必要であることを明記すること。
- ・本来、保護者がやるべき家事や家族の世話を日常的に子どもにさせてはならないというヤングケアラーの問題が大きな問題になっているため、その点についても盛り込むこと。
- ・子どもへの権利侵害は家庭に限られず、施設、地域等どのような場面でも発生してしまっていることなので、そのことを想定して 権利侵害の禁止や防止について定めるべき
- ・権利侵害をしてはならないというふうに定めるだけでなく、権利侵害を防ぐために周りがすべきこと、できることということについて言及すること。
- ・差別や権利侵害について、大人の理解を深めるための取組みについて規定すること。
- ・ネグレクトをはじめ、子どもへの権利侵害の要因を解消するための保護者等周囲の大人への支援も重要であること。
- ・必要かつ相当な範囲を超える人権制約には謙抑的でなければならないこと。
- ・差別や権利侵害は、相手のことを「知らない」ということから生じることがある。未知の存在に対しての恐怖。その点についての理解を図ることも、差別や権利侵害の解消につながる。

#### 【部会での主な意見】

- ・虐待や体罰等については、どのような理由があってもしてはいけないということを強調すべきである。
- ・虐待・体罰・いじめの他、差別、選択の自由の侵害、性的な搾取、保護者以外からの虐待について禁止されることを規定したほうがよい。
- ・虐待については、家庭の中のことだけではなく、社会一般的に虐待にあたるような内容を禁止していく伝え方を検討するべき。
- ・平等で偏見のない社会の実現を図るために、障害者に対する差別の禁止について

規定すべき。

- ・ネットやSNS等によるいじめの線引きなど、時代に沿ったものも加えるべき。
- ・いじめについては定義が難しいが、様々な事例に対しても広くカバーができるような内容にするべき。
- ・子どもへの権利侵害はどの場面でも見られることなので、そのことを想定して権利侵害の禁止や防止について定めるべき。
- ・ネグレクトの実態をみると、親に余裕がなくて起きているという一面があることもあるため、その背景にも目を向けることも必要である。
- ・虐待はだめといったところで、虐待がなんなのかわからない子どもも多くいるため、幼少期から知ることや、伝えていくということが大事。
- ・差別や権利侵害について、機会を設けて大人側がしっかり学ぶことが重要である。

#### 4 家庭における権利の保障

- ・子どもが未就学の段階から、権利について知る、権利を守られる、権利を行使する経験を積むことができる環境づくりや関りが必要であること、家庭において配慮する必要があることを明記すること。
- ・子どもの権利保障を推進するために、課題を抱えた家庭に対する支援、家庭の支援者への支援についても規定すること。
- ・若者期における保護者からの権利侵害を防止する必要性についても明記すること。

##### 【部会での主な意見】

- ・子どもが権利保障のために必要なことを身につけるには、学校にあがる前の段階で、家庭でも基礎的な経験ができる必要があるのでは。
- ・生活保護等社会保障に関することや、課題を抱えた家庭に対する支援のことなど、親に対してあなたが誰かを頼ってもいいということを伝えていける内容だとよい。
- ・全体として若者期でも親等からの権利侵害がある。権利保障の問題も、親の養育期の問題だけにとらわれると、若者を守る法体系や権利保障というのは機能しなくなってしまう。

#### 5 子どもに関する施設における権利の保障

- ・権利を保障するために、子どもたちに権利のことについて知る機会を設けること。権利を守る制度をつくったところで、子どもたちが自分たちの権利のことを、助けを求める方法を知らなければ、結局、制度が宙に浮いてしまう。
- ・現在、千葉市ではCAPなど子どもの権利に関する研修の取組が広がっているが、このような活動が継続的にかつ安定して広がっていくための措置を取ること。

- ・子どもに関する施設の定義を明確にするとともに、あらゆる施設において、子どもの権利の保障に留意する必要があることを明記すること。
- ・子どもに関する施設の運営にあたり、子どもに関連するすべての事項につき、子どもの意見表明及び参画する機会を設ける必要があることを明記すること。
- ・幼稚園、保育所等未就学児を対象とする施設についても、子どもが未就学の段階から、成長発達段階に合わせて権利について知る、権利を守られる、権利を行使する経験を積むことができる環境づくりや関りが必要であることを明記すること。
- ・子どもの施設における安全配慮義務について明示し、施設職員等の理解を深める取組みを行うことについて規定すること。
- ・子どもへの必要かつ相当な権利の制約がされぬよう、常に施設は子どもに課するルール等について、その存在意義を検証するとともに、必要かつ相当な範囲を超えるルールについては見直しを行うこと、必要かつ相当なルールについてはその趣旨を子どもに説明すること
- ・子どもが権利を理解し、権利侵害を防ぐために学校等で活用できる広報資材や伝えるノウハウを身に付ける必要があることを明記すること。
- ・子どもの権利啓発、教育に係る社会資源が有効に機能するよう予算的措置を講じること。
- ・子どもの権利を侵害しないためにも、子どもの権利をより一層保障するためにも、子どもに権利について伝えていくためにも、学校に限られずあらゆる施設の職員は子どもの権利について養成段階から実務についてからも、知り、学ぶことが必須であり、市はそのような機会を設けること。
- ・権利侵害を防ぐために、権利擁護のために、生活の中で具体的にどのような実践をしていくのかということもセットで、子どもを支援することが必要である。
- ・子どもに関する施設全般について、専門家等の第三者よる子どもの権利の保障状況の検証とともに、継続的な調査が必要なことについて明記すること。
- ・子どもの居場所が深刻な相談や救済申立ての端緒となることもあるため、居場所づくりとも関連させて相談や救済の端緒とすること。

**【部会での主な意見】**

- ・子どもの施設の定義を明確にするべき。
- ・子どもの施設は学校以外の、未就学児が利用する施設が含まれることがわかるようにしてほしい。
- ・権利の保障は学校だけではなく、すべての機関に当てはまることを訴えていく必要がある。
- ・施設の運営に当たっては、子どもが参画する機会を設けるべきであることを条例に盛り込むべき。

- ・こどもが権利保障のために必要なことを身につけるには、学校にあがる前の段階で、未就学児が利用する施設でも基礎的な経験ができる必要があるのではないか。
- ・こどもがこどもの権利を理解し、権利侵害を受けるのを防ぐために、学校で活用できるようなパンフレットを作成することもよいと思う。
- ・学校の教職員に、安全配慮義務等、こどもを守るべきことを認識してもらう必要がある。
- ・専門家等が第三者として、様々な施設におけるこどもの権利の保障状況を検証することが必要。
- ・権利の保障の実践については引き続き調査が必要である。

## 6 地域における権利の保障

- ・すべての大人について、こどもの権利保障に留意する必要があることを明記すること。

### 【部会での主な意見】

- ・家庭や保護者だけではなく、こどもがいない人も含めてみんなで子育てに参加するんだというぐらいの気持ちになれるとよいと思う。

## 7 こどもの権利の侵害に関する救済

- ・現状、公平中立性が担保された第三者的な相談・救済機関は存在しないため、設置は必須である。その機能としては、
  - ①こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
  - ②こどもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
  - ③制度の改善を求めるための意見を表明すること。
  - ④勧告、意見表明等の内容を公表すること。
  - ⑤活動状況を報告し、その内容を公表すること
  - ⑥こどもの権利や権利擁護に関する普及・啓発をすること
  - ⑦救済の対応が終了したこどもについて見守りなどの支援をすること  
としたい。
- ・相談・救済機関は、こどもが利用しやすいよう、ワンストップ相談などの対応を図るとともに、担当外の相談についても適切な相談機関につながるまで丁寧に対応するほか、対応した結果をこどもに伝える必要があることを明記すること。
- ・こどもの権利保障全般に対応する相談・救済機関について、中立公平な人選に配慮した上で、市や教育委員会から独立した第三者機関として設置し、多くのこどもが

利用できるようなわかりやすい名称とするとともに、必要に応じ市等に意見を述べるができるよう規定すること。

- ・救済機関について、事業内容を明確にし、市及び教育委員会から独立した第三者性を担保することが必要であること。
- ・相談や救済申立てへのアクセスを容易にすること。アクセスの形は広く、書面問わず、口頭問わず、例えばネットでもいいと、ありとあらゆる方法で捉えられるようにすること。
- ・相談・救済機関の人員については、専門家も必要であるが、すべて専門家で構成する必要はない。ただし、選定については、中立公平への配慮が必要である。また、事務局及び委員のサポーターも必要であり、市が事務局等として運営に携わる必要がある。そのため、人員・予算措置が必須である。
- ・救済機関について、運営にあたり政策的な課題が明らかになった場合は、市に対して意見を述べられるようにすべき。
- ・相談機関については、既存の制度をどのように活かすかも検討することが必要。

#### 【部会での主な意見】

- ・適切な相談先がすぐわかるような配慮が必要であるが、当該相談機関の業務外の相談であった場合は、単に相談先を紹介するだけでなく、適切な相談機関につなげられるとよい。
- ・相談機関は相談者に真摯に向き合い、対応した結果がこどもに伝わるようにしてほしい。
- ・解決を求めている悩み等について、いつでも傾聴してくれる人や機関も必要である。
- ・救済機関は必ず設置してほしい。
- ・多くのこども等が利用できるように、わかりやすい名称にするべき。
- ・権利の侵害があったときに、窓口を探さなくてもすぐに相談ができるよう、ワンストップで相談できる機関が必要である。
- ・思い立ったら気軽に相談できる体制を構築してほしい。
- ・救済へのアクセスにあたり、様々な方法で受け入れることや、長い時間帯で実施する等、すべてのこどもが利用できるように柔軟な対応が必要である。
- ・相談については、あたりはずれがないように、様々な相談に対応できるようにすべき。
- ・相談だけでなく、相談終了後の見守り支援まで行えると良い。
- ・相談機関と救済機関が解決につながるよう、連携について留意するべき。
- ・救済機関について、事業内容を明確にし、市及び教育委員会から独立した第三者性を担保することが必要。

- ・相談・救済機関の人員については、専門家も必要であるが、すべて専門家で構成する必要はない。ただし、選定については、中立公平への配慮が必要である。また、事務局及び委員のサポーターも必要であり、市が事務局等として運営に携わる必要がある。そのため、人員・予算措置が必須である。
- ・救済機関について、運営にあたり政策的な課題が明らかになった場合は、市に対して意見を述べられるようにすべき。